

## 支部学術集会 優秀演題賞選出規則

### (目的)

第1条 日本集中治療医学会支部学術集会にそれぞれ優秀演題賞（最優秀演題賞・奨励賞）を設け、集中治療医学の発展に寄与することを目的とする。

### (対象)

第2条 筆頭演者が日本集中治療医学会会員である本会支部学術集会における一般演題を対象とする。

2 各支部学術集会において最優秀演題賞1題、奨励賞は3題までを授与できる。

### (選考)

第3条 支部学術集会会長が推薦する演題（最大10題）の中から、複数の支部運営委員からなる選考委員会で評価し決定する。

2 評価項目は抄録内容、発表内容ならびに質疑応答からなる。

3 選考委員が候補演題の筆頭あるいは共同演者の場合、選考に参加できない。

### (受賞)

第4条 賞状ならびに賞金は当該支部学術集会会長より授与する。

2 賞金額は最優秀演題賞3万円、奨励賞2万円とする。

### (改定)

第5条 本規則は支部あり方検討委員会の発議により理事会で審議、承認の上で改定できる。

### (附則)

本賞は2016年12月31日に解散した日本集中治療医学会、7地方会（北海道・東北・関東甲信越・東海北陸・近畿・中国四国・九州）繰越金を基金に設立された。

この内規は、2017年1月1日から施行する。

この改定は、2019年2月28日から施行する。

この改定は、2021年2月11日から施行する。

この改定は、2022年10月28日から施行する。